

○農林水産省告示第二千七百七十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七十一条の規定に基づき、削りぶしの日本農林規格(昭和五十一年十二月三日農林省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、同法第七十一条の規定に基づき、公示し、平成二十五年十一月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の削りぶしの日本農林規格により格付の表示が付された削りぶしについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千七百七十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七十一条の規定に基づき、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格(昭和五十一年二月二十五日農林水産省告示第二〇八号)の一部を次のように改正し、同法第七十一条の規定に基づき、公示し、平成二十五年十一月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格により格付の表示が付された異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千七百七十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七十一条の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格(平成二十年十月三十日農林水産省告示第千四百二十二号)の一部を次のように改正し、同法第七十一条の規定に基づき、公示し、平成二十五年十一月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格により格付の表示が付されたぶどう糖については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千七百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七十一条の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格(平成二十年五月十三日農林水産省告示第七〇一号)の一部を次のように改正し、同法第七十一条の規定に基づき、公示し、平成二十六年二月十日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の単板積層材の日本農林規格により格付の表示が付された単板積層材については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千七百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第九条において準用する同法第七十一条及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、次の告示は、廃止し、平成二十五年十一月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 調理冷凍食品の日本農林規格(昭和五十三年八月二十五日農林水産省告示第百五十五号)
二 調理冷凍食品についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十三年七月四日農林水産省告示第百五十七号)

附則

(調理冷凍食品の日本農林規格の廃止に伴う経過措置)
この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の調理冷凍食品の日本農林規格により格付の表示が付された調理冷凍食品については、なお従前の例による。

(飲食料品及び油脂についての検査方法の一部改正)

- 2 飲食料品及び油脂についての検査方法(昭和五十一年十一月十九日農林省告示第七十四号)の一部を次のように改正する。
別表1中6を削り、7を6とし、8から23までを一ずつ繰り上げる。
別表2の表調理冷凍食品の項を削る。

(飲食料品及び油脂の格付の表示の方法及び表示の方法の一部改正)

- 3 飲食料品及び油脂の格付の表示の方法及び表示の方法(昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千八百二十二号)の一部を次のように改正する。
別表1中12を削り、13を12とし、14から27までを一ずつ繰り上げる。
別記様式1の表中、「~~調製済液糖~~」を削る。

(農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件の一部改正)

- 4 平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号(農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件)の一部を次のように改正する。
表農林物資の種類「~~調製済液糖~~」を削る。

○農林水産省告示第二千七百七十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十五号)の一部を次のように改正し、平成二十六年二月十日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、マカロニ類についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百五十五号)の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百七十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)第二十九条第一項(同令第五十五条において準用する場合を含む)の規定に基づき、マカロニ類についての製造業者等の認定の技術的基準(平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百五十五号)の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。